

農地法第4条・5条の規定による届出書に必要な書類

鈴鹿市農業委員会 令和4年4月現在

※ 届出書の申請部数は2部 (正本, 副本 其々に押印・捺印)

No.	添 付 書 類	部 数
1	届出地の全部事項証明書 法務局で発行	原本1 + コピー1
2	公図の写し 法務局で発行 届出土地に隣接する農地があれば地目・所有者を記載 届出地は赤枠で、一体利用地は緑枠で明示	2
3	位置図 届出地は赤枠で、一体利用地は緑枠で明示	2
4	届出地の全部事項証明書の所有者の住所・氏名が現在と異なる場合は、異動が確認できる書面 (住民票, 戸籍, 戸籍の附票, 住居表示証明等)	原本1 + コピー1
5	すでに転用(農地以外に使われている)されている場合は、始末書	原本1 + コピー1
6	届出地が土地区画整理事業施行地区内にあり、仮換地指定がされている場合は仮換地証明書及び仮換地図	原本1 + コピー1

※ 小作地について [賃貸借の場合は、農地法第18条第6項] の届出が必要です
[使用貸借の場合は、使用貸借契約の解約]

- ◎ 届出書の4欄(3欄)「転用計画—転用の目的に係る事業または施設の概要」の記載例
住宅1棟 建築面積 80㎡ 建ぺい率 28%
- ◎ 届出書の5欄(4欄)「転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の防除施設の概要」の記載例
 - 1 土地造成は整地のみ。
 - 2 住宅の場合・・・給水は上水道, 排水は公共下水道使用(又は既設排水路に放流)
駐車場・資材置き場などの場合・・・取水なし, 雨水は地下浸透(又は既設排水路に放流)
 - 3 隣接土地所有者及び耕作者には転用工事についての事業説明済みであり, 万一周辺農地, 作物等への悪影響や被害を及ぼしたときは, 当方で責任を持って解決します(必ず記載してください)
 - 4 土地改良区の地区除外の手続き済み
・・・土地改良区の受益地(水利権者)の場合は, 土地改良区へ届出が必要です。
- ◎ 遺跡(埋蔵文化財包蔵地)に含まれているかどうか確認してください。
遺跡に含まれる場合は, 届出が必要です。(庁舎9F 文化財課 ☎059-382-9031)
- ◎ 景観計画に基づく届出対象行為の場合は, 事前に都市計画課へ相談・届出をしてください。